

2018年2月1日

各位

株式会社サイバーエージェント

代表取締役社長 藤田 晋

(コード番号 4751 東証一部)

問合せ先 広報・IR室シニアマネージャー 宮川 園子

連絡先 03-5459-0227

2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び 2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2018年2月1日付の取締役会において決議いたしました2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、それぞれ発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

- I. 2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、本I.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権を「本新株予約権」という。）

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	6,460円
(ご参考) 発行条件決定日（2018年2月1日）における株価等の状況	
イ. 株式会社東京証券取引所における株価（終値）	4,750円
ロ. アップ率 $[\{(\text{転換価額}) / (\text{株価（終値）}) - 1\} \times 100]$	36.00%

(ご参考) 2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 社債の総額 | 200億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額 |
| (2) 社債の払込金額 | 本社債の額面金額の101.5%（各本社債の額面金額1,000万円） |
| (3) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格） | 本社債の額面金額の104.0% |
| (4) 発行決議日 | 2018年2月1日 |
| (5) 社債の払込期日及び発行日 | 2018年2月19日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。） |
| (6) 新株予約権を行使することができる期間 | 2018年3月5日から2023年2月3日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、(A)本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、税制変更等による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(B)本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(C)本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。 |
- 上記いずれの場合も、2023年2月3日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) 償 還 期 限 2023年2月17日

II. 2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、本II.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	6,270円
(ご参考) 発行条件決定日（2018年2月1日）における株価等の状況	
イ. 株式会社東京証券取引所における株価（終値）	4,750円
ロ. アップ率[$\{(\text{転換価額}) / (\text{株価（終値）}) - 1\} \times 100$]	32.00%

(ご参考) 2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- (1) 社債の総額 200億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額
- (2) 社債の払込金額 本社債の額面金額の101.5%（各本社債の額面金額1,000万円）
- (3) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格） 本社債の額面金額の104.0%
- (4) 発行決議日 2018年2月1日
- (5) 社債の払込期日及び発行日 2018年2月19日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
- (6) 新株予約権を行使することができる期間 2018年3月5日から2025年2月5日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、(A)本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、税制変更等による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(B)本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(C)本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2025年2月5日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) 償 還 期 限 2025年2月19日

※詳細は、2018年2月1日付当社プレスリリース「2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」及び同日付当社プレスリリース「(訂正)「2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の一部訂正について」をご参照ください。

(その他参考情報)

今回のファイナンスを実施することにより、直近(2017年12月31日現在)の発行済株式総数(自己株式を除きます。以下同じです。)(125,802,858株)に対する潜在株式数の比率は5.00%になる見込みです。

(注)潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除したものです。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。